# 食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の実施について (平成23年2月7日 調査・研究企画調整会議決定)

最終改正: 平成27年3月31日

## 第1 趣旨

この決定は、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第1項第6号に規定する科学的研究として食品安全委員会(以下「委員会」という。)が行う食品健康影響評価技術研究(以下「研究」という。)について、その効果的かつ効率的な実施のために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 研究の内容

研究は、競争的研究資金制度により行う公募委託研究であって、リスク評価手法の策定に資するものとし、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年12月16日食品安全委員会決定)に沿って行うものとする。

# 第3 各年度において取り組むべき研究・調査の優先実施課題の案の選定

「研究・調査企画会議の設置等について」に基づき設置される研究・調査企画会議(以下「研究・調査企画会議」という。)は、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」に基づき各年度において取り組むべき研究・調査の優先実施課題の案について審議し、「研究・調査企画会議の設置等について」第2の3(4)に基づき、その結果について速やかに委員会に報告するものとする。

## 第4 各年度において取り組むべき研究の対象課題の案の選定

研究・調査企画会議は、各年度において取り組むべき研究・調査の優先実施課題をもとに公募により提案された研究課題のうちから各年度において取り組むべき研究の対象課題の案について審議し、「研究・調査企画会議の設置等について」第2の3(4)に基づき、その結果について速やかに委員会に報告するものとする。

#### 第5 研究の対象課題の案の選定時における事前評価

研究の対象課題の案の選定時における事前評価は、「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針」(平成23年2月7日食品安全委員会調査・研究企画調整会議決定。以下「評価指針」という。)に従って

以下のとおり行うものとする。

- ① 研究・調査企画会議の構成員は、研究課題について、当該課題ごとに応募書類による審査を行い、その結果を研究・調査企画会議に報告する。
- ② 研究・調査企画会議は、①の報告を踏まえ必要と判断される研究課題について、ヒアリングによる審査を行うとともに、「研究・調査企画会議の設置等について」第2の3(4)に基づき、その結果について速やかに委員会に報告するものとする。

## 第6 研究課題の評価

研究課題は、評価指針に従って、研究・調査企画会議が評価し、委員会に 報告するものとする。

# (1) 中間評価

- ① 研究・調査企画会議の構成員は、2年以上の実施期間を要する研究課題について、毎年度、当該研究課題ごとに書類による審査を行い、当該研究課題の継続の要否及び内容の見直しについて研究・調査企画会議に報告する。
- ② 研究・調査企画会議は、①の報告を踏まえ必要と判断される研究課題について、ヒアリングによる審査を行うとともに、「研究・調査企画会議の設置等について」第2の3(4)に基づき、その結果について速やかに委員会に報告するものとする。

# (2) 事後評価

- ① 研究・調査企画会議の構成員は、実施期間を終了した研究課題について、研究期間の終了後、当該研究課題ごとに書類による審査を行い、その結果を研究・調査企画会議に報告する。
- ② 研究・調査企画会議は、①の報告を踏まえ必要と判断される研究課題について、ヒアリングによる審査を行い、その結果について速やかに委員会に報告するものとする。

## 第7 研究成果の活用及び公表

この要領に基づき実施された研究課題の成果は、専門調査会等で食品健康 影響評価を行う際の審議、意見交換会等に活用するとともに、委員会のホームページ等への掲載、研究報告集の作成・配布、食品安全行政関係者等を対象とする小冊子の発行、研究成果発表会の開催等により、広く関係者への普及を図ることとする。また、研究成果については、広く購読されている査読のある学術誌等での発表を促進することとする。 附 則 この決定は、平成27年4月1日から施行する。